

保護者様

和光市立大和中学校
校長 金子 文春
PTA会長 岡本 壮平

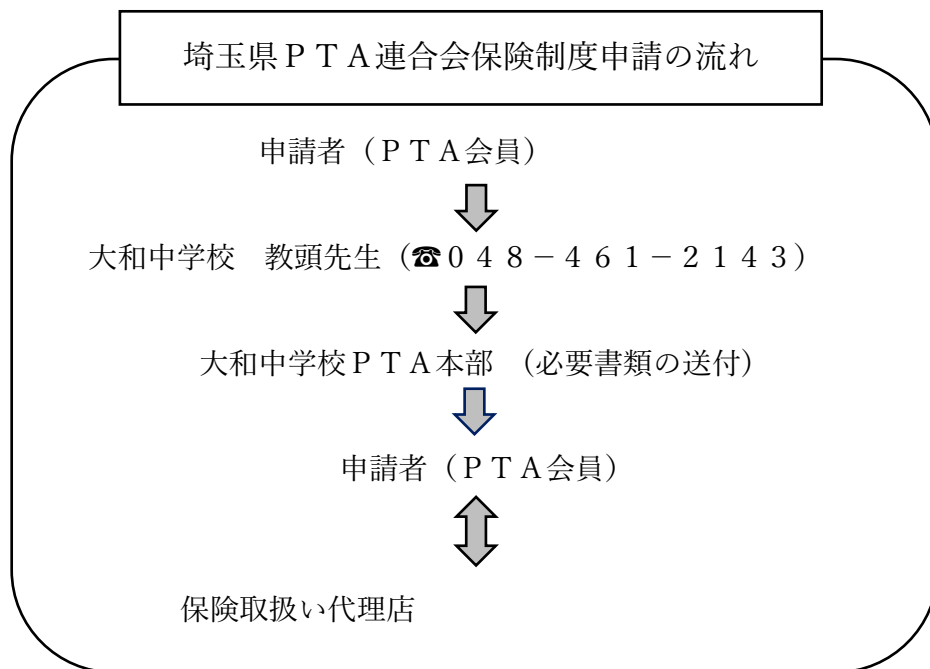
埼玉県PTA連合会保険制度について（お知らせ）

陽春の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、学校ならびにPTA活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年大和中学校PTAでは、PTA活動中の事故や物損（但しPTAで管理・借用したものに限り）等について補償される「埼玉県PTA連合会保険制度」に加入しております。
しかしながら、昨今生徒による自転車事故や小売店・公共施設で物を壊した時など、学校管理外の事故により、保護者の皆様が損害賠償責任を負担しなければならない事例が増えており、これらに対応すべく、賠償責任保険へのオプションを付帯しております。

つきましては、保険の概要を参照していただき、万が一該当事象が発生した場合には、学校を通じてPTA本部へご連絡ください。改めてこちらより書類をお渡しいたします。

今後も生徒たちの安心・安全な学校生活のために活動してまいりますので、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。



【注意事項】

- ・オプション加入にかかる費用は、お預かりしたPTA会費より支出いたします。
- ・保険制度ご利用の際は、必ず学校へご連絡ください。
- ・申請書類は本部よりお渡ししますが、以降は申請者と取扱代理店との直接のやり取りとなりますのでご注意ください。

埼玉県PTA連合会保険制度について(保険の概要)

埼玉県PTA連合会保険制度には、基本補償<①・②>とオプション<③>があります。

賠償責任保険：基本補償

事故報告書・様式Ⅲを使用

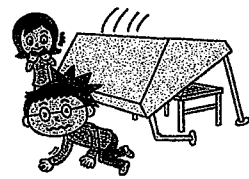
①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTA管理下(*1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

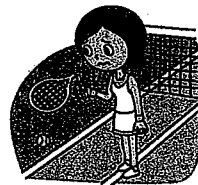
- PTA活動(*2)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失、または盗取されたことにより貴PTAが負担する法律上の賠償責任

- ◆被保険者(補償を受けることができる方)：貴PTA
- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAが開催したスポーツ大会で、テントの設置ミスによりテントが突然倒れてきたため見学者がケガをした。



PTA主催のテニス大会用にPTAが借りていたテニスラケットをPTA会員が誤って破損した。



◆補償金額：	PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人・支払い限度額	1名/1事故につき 1億円(免責金額なし)
		対物・支払い限度額	1事故につき 1億円(免責金額なし)
	保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額		加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 (1事故免責金額 5,000円)

- *1「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。
- *2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

賠償責任保険：オプション

<保険料はP7をご参照ください>

事故報告書・様式Ⅳを使用

③学校の管理下でない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

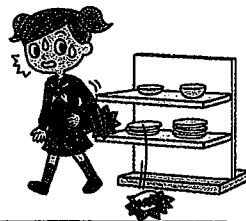
PTAの管理下・管理外を問わずに、PTAの児童・生徒の行為に起因して日本国内において発生した第三者の身体の障害または財物の損壊によりPTAの児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ◆被保険者(補償を受けることができる方)
貴PTAの児童・生徒および貴PTAの児童・生徒の親権者等の法定監督義務者
※法定監督義務者として児童・生徒の親権者も被保険者となります。
- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAの児童が、自転車で下校途中曲がり角で横から出てきた人にぶつかり、ケガをさせました。



PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまいました。



◆補償金額：	支払い限度額	1事故につき(対人・対物共通)1億円(免責金額なし)
--------	--------	----------------------------

※示談交渉なし(PTA賠償責任保険の制度上、被害者との示談交渉はできませんが、被害者との交渉をアドバイスさせていただきます。)

- *他人から借用した保管物等、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任によって被る損害は、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
- *学校の管理下(授業中・部活動中)の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生しませんので、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
- *スポーツ中の相手同士のケガや物損およびケンカによる損害はお支払いの対象とはなりません。ただし、子ども同士のケンカで、子どもが幼く責任能力がない場合は子どもの親権者(被保険者)が賠償責任を負い、他の保険金をお支払いしない事由に該当しない限り、補償の対象となります。

傷害保険：基本補償

事故報告書・様式Ⅱを使用

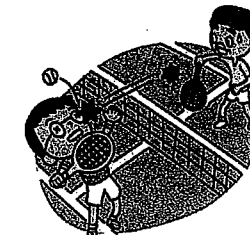
②PTA活動中のケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、保険の対象となる方がPTAの管理下でPTA行事(*1)に参加している間(*2)の「急激かつ偶然な外来の事故(*3)」により、保険の対象となる方がケガ(*4)をした場合に保険金をお支払いします。

- ◆保険の対象となる方(被保険者)：①PTA会員およびその学校に通学する児童および生徒
②PTA会員の同居のご親族
③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTA主催のスポーツ大会でボールがあたってケガをした。



◆補償金額： (保険金額)	死亡保険金 (後遺障害保険金)	250万円 (後遺障害に応じて10~250万円)
	入院保険金日額	3,000円
	手術保険金(*5)	(入院中以外の手術)1.5万円 (入院中の手術)3万円
	通院保険金日額	2,000円

- *1「PTA行事」とは、この保険の対象となるPTA行事は、日本国内においてPTAが主催または共済し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- *2 PTA行事の開催場所と住居の往復途上を含みます。
- *3 日射・熱射による熱中症は補償の対象となりません。
- *4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払いの対象となりません。
- *5 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

□保険の詳しい内容・保険金請求に関するお問い合わせ先

(取扱代理店)株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO(東京海上日動グループ100%出資代理店)

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階
TEL: 03-6826-8200 (月~金 9:00~17:00)
FAX: 03-6826-8201

(引受保険会社)東京海上日動火災保険株式会社
(担当) 東京中央支店 専業営業第3チーム
〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階
TEL:03-5781-6590

□加入手続きについてのお問い合わせ先

埼玉県PTA連合会事務局

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階
TEL:048-822-8561 FAX:048-814-0757